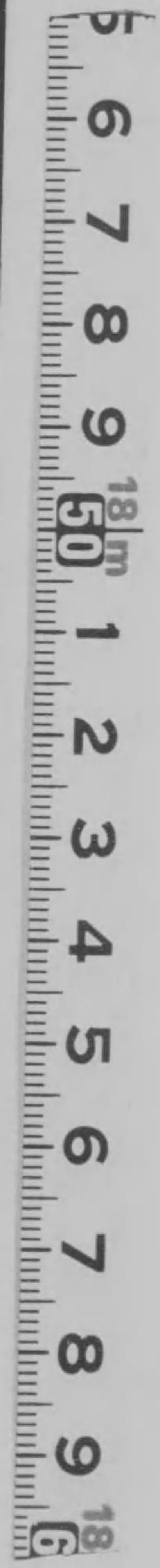


393
756

東亜研究講座
第三輯
對支トウス案と関稅特別
會議
吉田虎雄著



始
←

39

75

印
作
人
註

東亞研究講座

其 三

對支ドウズ案と關稅特別會議

吉田虎雄

東亞研究會



對支ドウズ案と關稅特別會議

大正
14. 7. 16
内交

393-756

東亞研究會趣旨 目的及事業

本會の目的は(一)支那國民性の徹底的研鑽を試み其の成果を統合編纂して弘く世に紹介せんとするに在り。凡そ人間親和の心理は相互の性情を理會熟知するを以て基調と爲すが故に眞に能く日支親善の實を擧げんと欲せば從來謎の如く不可解視したる支那國民性の特質實相を明かにするを要す。是れ本會が廣く文獻資料を中外に覓めて其神髓を究めんことを期する所以なり。尙ほ本會は之に附帶して東亞文化の發揚に資せんが爲め(二)支那並びに滿蒙、朝鮮、臺灣等に於ける産業、趣味其他の宣傳鼓吹をも併せ行はんとす。隨て本會の事業は今後益々多岐に渉るべきも先づ以て圖書の刊行、講演會の開催等に依り之を施行するものなり。

目次

- 一、對支ドゥズ案の正體
- 二、關稅特別會議とドゥズ案との關係
- 三、支那の無擔保借款と其整理難
- 四、支那政府の財政狀態
- 五、結論

對支ドウズ案と關稅特別會議

吉田 虎 雄

一 對支ドウズ案の正體

大正十三年十一月十八日の紐育諸新聞は、アツソシエーテッドプレス通信として「支那にドウズ案適用方提議」と題して、支那の新任外交總長王正廷氏が同國の財政窮迫を救ふ爲め、近く北京に關係國の實業家より成る國際會議を開催すべく提議したと、並に極東に利害關係を有する米國實業家の團體よりも、斯の如き會議に於て支那の借款整理

を計るべしとの意見書を國務省に提出した旨を報したが、此報が更に支那に傳はるや、大に同國の朝野を驚かし、言論界を沸騰せしめた。支那人中には今尙ほ此對支ドゥズ案なるものに對し、疑懼の念を懷いてゐる者も少からぬやうである。それは該案が支那の内政干涉即ち財政管理、鐵道管理等の如き内容を有するものと掛念せらるるが爲めであらう。

蓋右の新聞記事は紐育の財業家スタンレー・グラインス(ラム・ケラインス會社社長)の談話に基いたものであつて、王正廷氏が此の如き意見を發表したのもグラインス一派と策應せる結果であるとの噂もある。是より先紐育財業家より成る委員會 (Committee of American Material Creditors of the Chinese Government.) は國務省に對して、支那關稅特別會議に於て決定せらるべき關稅二分五厘増徴の收入は、之を無擔保外債の整理に使用

せらるゝことにしたい、との請願書を提出したが、前記紐育新聞の極東に利害關係を有する米國實業家の團體云々の記事は、之を云ふのであらう。而して此請願は當時國務省に採用されなかつたが、グラインスは右委員會の一員であつて、對支ドゥズプランの熱心なる首唱者である所より見れば、該案と右委員會との關係は自ら想察し得られるのである。併し米國國務省は英國政府との一種の約束があつて、今尙ほ對支ドゥズ案に反對してゐるやうであるが、之に反し同國商務省は對支債權整理の急務を認むる所より該案採用に賛成であると信すべき理由がある。蓋英國政府は輸入稅二分五厘増收を外債整理に使用することには、從來反對の意向を有し、殊に彼等の所謂投機的借款たる我西原借款の如きものの整理に使用することは最も反對してゐる所である。而して此點に關しては米國國務省との間に一種の諒解が成立し

てゐるやうである。併し前記の如く商務省はドウズ案に賛成である
と信ぜらるるのみならず、バシフキックデベローブメントコムパニー
に關係あるモルガンよりも、前記債權者委員會と同様の意見を國務省
に提議したとのことであるから、國務省も或は其主張を變更するやう
になるかも知れない。加之在支英國人商業會議所は釐金全廢に由る
増收を以て外債整理に充つべきことを主張し、駐支英國公使も二分五
厘増收を以て外債整理に使用すべしとの意見に傾いてゐるやうであ
るから、英國政府も亦此等の意見に動かされて從來の方針を變更しな
いとも限らない。隨て對支ドウズ案なるものは全然實現の可能性を
有せざるものと見るのは早計であるかも知れない。然らば對支ドウ
ズ案とは果して如何なる内容を有するものなるか、其詳細は未だ發表
せられざるを以て、正確に之を知ることが得ないが、吾人の聞く所に依

れば、

(一)上海に關係各國債權團代表者の會議を開き、無擔保又は擔保不確
實なる支那中央政府の外債を統一し、海關稅收入(二分五厘増收、及各國が
由る)を擔保として、之を長期公債に借換ふるの整理案を討議する
こと。

(二)右會議は直接九ヶ國條約に關係なく、又關係國政府の諒解は必要
なるも、全然私的性質のものとする。但其決定せる整理案は
各國政府に提出して承認を求むること。

といふのが其骨子のやうである。要するに對支ドウズ案は紐育對
支債權者團の主唱に係る支那外債の整理案であつて、日英米佛其他關
係國の實業家のみにて支那の無擔保外債の整理を商議し、關稅特別會
議開催前に其成案を各其本國政府に提出して、之を承認せしめんとす

るのである。而も之が爲めに鐵道管理等の如き内政干渉をなすの企圖は全然なく、否内政干渉の非難を避くる爲め其整理財源としても現に外債の擔保となり、外國人管理の下に在る海關稅のみに限ることとしたとのことであるから、支那人たるもの安心して可なりと思ふ。蓋彼等の意は、外債整理の財源としては地租、煙酒稅等もあるのであるが、若し此等をも擔保に加ふるときは、自然外人管理の範圍を擴張することとなるべきが故に、此等の財源は支那自身に於て處理し、或は政費に充て、或は内債の整理に使用する等、總て支那政府の爲す所に任すべしといふにある。但二分五厘增收だけでは整理財源としては不足であるから、各國が若し釐金全廢に同意せば、其全廢の代償として課せらるべき關稅附加稅增收中より、各省に對する補償額を差引きたる殘額をも整理財源に加へたいといふのである。

對支ドウズ案の梗概は以上の如くなるが、其債權者會議が果して成立するや否やは今尙ほ疑問であつて、既に金法郎問題も解決し、佛國の華府關稅條約批准も近きに在るを以て、或は右の債權者會議に先ち、關稅特別會議の開催を見るやうになるかも知れないが、假りに右債權者會議が實現するとしても、果して(一)二分五厘增收全部を外債の整理に振向け得べきか(二)釐金全廢なるものは近き將來に實行し得べき事なるか、此れは尙ほ大に研究の餘地あるものである。若し二分五厘增收全部を外債の整理に振向くこと不可能にして、釐金全廢も亦近き將來に實現し難しとせば、假令債權者會議に於て整理案を決定するも、關稅特別會議は之を採用することは出來ないであらう。

二 關稅特別會議とドウズ案との關係

支那の輸入税は從價五分を基礎とせる從量税又は從價五分税であるが、華府關稅條約は支那財政援助の意味を以て、之に從價二分五厘（奢侈品は五分まで）の附加税を課することを認めた。而して其實施期は、該條約の規定に基き支那の招請に依りて開催せらるべき關稅特別會議に於て、右附加税賦課の目的及條件と共に之を決定することになつてゐるが、二分五厘増收とは即ち此附加税の賦課に由る増收を謂ふのである。然らば其二分五厘増收は果して幾何の金額に達するのであらうか、善後會議に提出せられた財政部の財政整理案附表に依れば二千四百四十二萬八千元と計算してゐる。對支ドウズ案は之を全部外債の整理に

使用せんとしてゐるが、支那の内債中にも亦整理を要するもの多く、其必要の程度は毫も外債に譲らないから、單に外債のみを整理し、内債を其まゝに放任することは甚だ不公平と謂ふべく、内國債權者も亦黙して止まざるべきを以て、二分五厘増收を外債の整理のみに使用することは到底出来ない相談であらうと思ふ。尙ほドウズ案は二分五厘増收のみでは外債整理に不足なるを以て、更に厘金廢止に由る關稅増收をも整理財源に充てんとしてゐるが、是亦實行不可能の事であらう。釐金廢止關稅増加即ち裁釐加税に關しては、華府關稅條約第二條には「特別會議は一九〇二年の英支條約第八條、一九〇三年の米支條約第四條及第五號、並に一九〇三年の日支追加條約第一條に規定する附加税を賦課する目的を以て、右各條に規定する釐金の急速の廢止及其他の條件の履行に就き準備をなす爲め、直に必要な措置を取るべし。」と

ありて、其規定甚だ曖昧である。或は列國は二分五厘附加税のみを認め、裁釐加税は當分之を認めない底意ではないかと疑はるゝのである。假令然らずとするも、支那の現状では釐金全廢などは到底行はれ得べくもない。又支那政府は釐金を全廢せば輸入税が一割二分五厘に増加せらるべきは既定の事實なるが如く考へ居り、ドウズ案の提案者も亦同様に考へてゐるやうであるが、七分五厘の附加税を承認してゐるのは英、米及葡國だけであつて、其他の各國は之を承認してゐない。一九〇三年の日支追加通商條約第一條にも、清國政府は釐金制度の全廢に由りて生ずべき缺損の一部を填補する爲め、海關又は内地及國境の税關を通過する各種貨物に對し、關税の外に附加税を徵收することを提議したるを以て、日本國は清國が各條約國と協議の上決定するものと同率の附加税を支拂ふことを承諾す。とあるのみで、輸入税に従價

七分五厘輸入税に同二分五厘の附加税を課することを認めてゐるのではない。されば釐金全廢に由る關税附加税率は更に特別會議に於て審議せらるべきものである。想ふに特別會議に於ては此附加税率は適當に之を決定するであらうが、其裁釐加税の實施期が果して幾年の後に在るかは豫想し難い事である。國內の統一をも見ざる現下の支那の状態では、特別會議に於ても裁釐加税の實施期を決定することは出來ないであらう。果して然らば裁釐加税に由る增收を無擔保債務整理の財源に充てんとするも不可能の事と謂はねばならぬ。善後會議に提出せる執政政府の財政整理案中にも、關税特別會議に對しては二分五厘附加税實行と裁釐加税案との併案辦理を要求し、其增收中より各省に對する釐金の補償額及常關の通過税收入を控除したる殘額全部を以て、内外債整理基金となし、將來税收漸を逐ふて増加せば、順

次生産及建設事業を辨理すべし。とあるが、此れは特別會議に於ても承認せざるべく、結局無擔保債務の整理財源としては二分五厘附加税增收だけに止むるの外はあるまい。然らば二分五厘增收だけで無擔保外債及内債の整理財源として果して充分であらうか、否外債のみの整理財源にすら不足なることは既にドウズ案の提案者も亦認むる所である。

三 支那の無擔保借款と其整理難

支那の内外債總額は善後會議に提出せる財政部及交通部の財政整理案に依れば左の如くである。

○財政部關係内外債總額（大正十三年十二月末現在）

有擔保外債	八二六、〇二七、六六四・七七 ^元
同 内債（國庫證券を含む）	二〇三、一六七、六一九・〇〇
無擔保外債	三二七、一四三、七四六・一三
同 内債（國庫證券を含む）	二三九、八一三、四六一・九九
計	一、五九六、一五二、四九一・八九

備考 有擔保とは確實の擔保あるもの、無擔保とは無擔保又は確實の擔保なきものをいふ

○交通部關係内外債總額

元利支拂の見込あるもの	三一九、二二七、二五三・六一 ^元
路電の利益にて（鐵道、電信材料の整理すべきもの）未拂代金を含む	八〇、九四四、二六七・八四
財政部の整理案中に歸入すべきもの	二一九、九三六、一六六・九八
計	六二〇、一〇七、六八八・四三

即ち財政部關係と交通部關係とを合せて二十二億一千六百二十六萬元の巨額に上るのであるが、此内財政部關係の無擔保内外債五億六千六百九十五萬七千二百八元、交通部關係の支拂の見込なき内外債二億一千九百九十三萬六千六百六十七元、合計七億八千六百八十九萬三千三百七十五元が整理を待つ所の所謂無擔保内外債の總額である。今假りに之を八億元の新公債に借換へ整理するものとせば、其新公債の利子を年七分とするも、利子のみにて一ヶ年五千六百萬元を支拂はねばならぬ譯である。然るに關稅二分五厘增收は前に記せるが如く二千四百四十三萬元に過ぎぬとすれば、これだけでは利子の半額にも足らぬ計算である。之を以て見れば支那の借款整理が甚だ困難なることを知るべきである。善後會議に提出せる財政部の内外債整理案は同部關係の無擔保内外債の總額を五億五千萬元と概算し、(内債中の國庫證券の一部は)

別に償還方法を講ずることとし、又外債中の塊地利借款は幾分減額を交渉し、中法銀行借款二千餘萬元は佛國より還付すべき半、匪賠償金を以て相殺するものとして計
算)之を六億元の新公債(發行價格九五、利率三年)に乘換ふることとなつてゐるが、其整理財源としては二分五厘增收と裁釐加税に由る增收とを以て之に充てゝぬ。併し前に述べたる如く裁釐加税の實行は近き將來に於て之を期し難しとすれば、此整理案は問題にならぬのである。ドウズ案も亦裁釐に由る關稅增收を整理財源に充てんとしてゐる點より見れば、矢張實行し難い案といはねばならぬ。

支那の無擔保借款整理に就いては是迄各方面に於て研究せられ、各種の整理案が出来てゐるが、大正十二年一月全國財政討論會委員會に提出せられた審計院顧問パドウ氏の案が最も權威あるものとせられてゐるから、茲に其要綱を掲ぐることにする。

パドウ案は財政部關係無擔保内外債の總額を五億〇三百二十九萬

六千元、大正十二年六月迄の利子六千六百萬元、合計五億六千九百三十九萬六千元と計算し、其整理方法を左の如く定めてゐる。

(一)無擔保内外債を全部新公債に借換へ關稅剩餘を以て年賦償還すること。

(二)新公債總額は六億二千五百萬元とし、利子年七分、發行價格八七五〇とすること。

此金額は無擔保債務總額五億七千萬元中、公債額面價格と手取金との差額大なるもの、並に債權者が額面通りの償還を豫期せざる國庫證券(三三、七〇〇、〇〇〇元)に對し相當の減額をなし、且新公債の發行價格を八七五〇として算出したものである。

(三)新公債は原契約に依る通貨別に數種を發行すること。

(四)新公債の償還は九年据置とし、以後十二年間に全部完済すること。

(五)關稅收入は第一年度までは剩餘を生せず、反つて六百二十五萬元の不足を見る程なるも、其後は二分五厘附加稅增收あり、且自然增收ある爲め、年々餘裕を生し、即ち第二年度には三千萬元、第五年度には四千六百萬元の剩餘を見る計算にて、以後漸次遞増すべきが故に、之を以て新公債の償還に充つること。但最初の四ヶ年間は利拂にも不足するを以て、毎年一千七百萬乃至七百二十五萬元(四ヶ年の不足額四千七百十三萬七千元)を鹽稅剩餘又は内外銀行よりの借入金に依り補償すること。

(六)以上の方法を完全に實行せば關稅と鹽稅のみが借款の擔保となり、其他の稅收即ち煙酒稅、印花稅、崇文門稅、契稅等は政府に於て完全之を使用し得ること。

本案は裁釐加稅問題に觸れず、此は釐金廢止は中央と地方との關

係劃定せらるゝまでは實現不可能なるのみならず、右増收は釐金廢止に由る損失補填の爲めに認容せられたるものにして、國庫收入の増加を目的としたものに非ざるが故である。鐵道借款の不拂問題も本案には關係なし、蓋此種の借款は鐵道を以て擔保とせるを以て、附加的擔保もあるも、其元利の償還は即ち當該鐵道の收入を以て充當せらるべきものであるからである。

以上はパドウ案の大綱である。而も該案は交通部借款を除外してゐるが、其他の整理案中にも交通部借款を除外したのもあり、又之を加へたものもある。パドウ案は鐵道借款は鐵道を以て擔保とせるものなれば、鐵道收入を以て償還せらるべきものであると言つてゐるが、鐵道收入を以て支拂ふことが出來ぬから問題となつてゐるのである。それに従來交通部借款の中で問題となつてゐるのは鐵道借款だけで

はなく、電信借款をも含んでゐるのである。又不拂鐵道借款中には未設鐵道の前渡金が可なり多額に上つてゐるが、此等の鐵道は多くは何時になつて敷設せらるゝか分らぬものである。されば、財政部借款のみを整理して、交通部不拂借款を其まゝにして置くのは、不公平と謂はねばならぬ。財政部借款と共に交通部借款をも整理するのは當然の事と思ふ。而も交通部不拂借款をも整理案中に加ふるときは、其整理すべき金額は異常の多額に上り、益財源に窮することになるのである。

四 支那政府の財政状態

對支ドウズ案は關稅二分五厘増收全部を以て無擔保借款の整理に充てることになつて居り、パドウ案も亦同様であるが、支那政府の現下

の財政状態より見て果して行はれ得べきことであらうか、支那の財政困難は今に始まつたことではないが、段執政政府も成立以來之に苦められ、遂に遺線がつかなくなり、本年二月中には行政費及軍費の未拂額已に七百餘萬元に達し、其結果三月中に十四年公債千五百萬元を發行して一時を彌縫したが、此公債の収入も三ヶ月の行政費及軍費を支持するに過ぎないことになつてゐる。斯る状態なるに拘らず二分五厘増收全部を借款の整理に充て、少しも之を政費に使用せしめないのは、果して當を得たものであらうか。尤も二分五厘増收の用途は特別會議に於て決定することになつてゐるが、同會議が如何に之を決定するかは興味ある問題である。吾人は茲に少しく支那政府の財政状態を述べて讀者の参考に供したいと思ふ。

支那中央政府の財政は異常の窮乏に陥つてゐるが、其原因は一に軍

費の過大なるに在る。今先づ中央の支出に就て見るに、最近財政部の調査に依れば同部の直接支出に係る分だけで左の如く概算せられてゐる。

政	費	三二、二五八、三五九元
軍	費	三四、九四〇、八〇四
合	計	六六、一九九、一五九

即ち軍費は支出總額の約五割三分を占めてゐるが、之に地方に在る中央軍隊に對する支出を加ふるときは中央の軍費總額は八千九百〇八萬八千元となり、歳出總額の約七割に當るのである。

中央政府の支出は前記の如くであるが、之に對する收入如何と見るに、元來中央政府の收入は其直接收入と各省解款との二種あるが、各省解款とは各省の中央に對する送金であつて、各省の全收入中より各其

省の經費を差引きたる剩餘を中央に送金するのであるが、其實收入は民國四年には千八百四十萬元に上りしも、六月以後は送金全く絶えてゐる。此は或は之を以て各省に駐在する中央軍隊の經費に充て、或は各省の經費不足の爲め送金不能となつた爲めである。されば現在に於ける中央の收入は其直接收入だけであるが、其種類は關稅、鹽稅、煙酒稅、印花稅、中央專款並に各機關收入及官產收入の七種である。而して此内中央專款は從來各省に屬せし收入中より特に或稅種を指定して中央に屬せしめたもので、現在では契稅、牙稅、釐稅の三種が之に屬してゐるが、此專款も解款と同様の理由に依り中央に送金せられず、其收入全く絶えてゐる。又各機關收入及官產收入も各其當該機關に於て勝手に之を使用し、國庫に納入せられざるを以て、現在に於ける中央直接收入は實際上關稅、鹽稅、煙酒稅、印花稅の四種に過ぎない。加之此等租

稅も或は借款の擔保となり、或は地方に抑留せられて、中央政府の經費に使用し得べきものは總收入の一小部分に過ぎないのである。

先づ關稅に就て見るに、海關稅(五十里内常關稅を含む)は財政整理會の調査に依れば其收入九千四百萬元に上るも、此は露佛借款、英獨借款、英獨第二借款、拳匪賠償金、五國大借款(鹽稅を主たる擔保とするも海關稅よりも支拂ふこととなつてゐる)並に内國債たる三年公債、四年公債の擔保となつてゐる爲め、總稅務司に於て之を管理し、徵稅費其他を控除せる純收入中より此等の借款及賠償金に充てられた額を差引きたる剩餘を中央政府に交付するの定めであつて、之を關稅餘款又は關餘と稱する。然るに此關餘も亦内國債たる元年公債、五年公債、七年長期公債、八年軍需公債、八年七厘公債、整理金融公債及九六公債の整理基金となり、此等内債の元利償還は總稅務司に於て之を管理せるを以て、關餘より之を支拂ふて剩餘あらざる限りは、中央の政

費に供する能はざることになつてゐる。(尤も外交部經費、稅務處及稅務學校經費は關餘より支拂はれてゐる)然るに現在の關餘は之を擔保とする内債の償還にも不足を見る程なるを以て、政費に振向くる餘裕は少しもない。又常關稅(五十里外及内地常關稅)は李景銘氏の調査に依れば、津浦鐵道貨捐を合せて九百八十萬元に上るも、此内確實に中央に歸するのは京師稅關の收入二百二三十萬元に過ぎない。餘は悉く各省に抑留せられてゐるのである。

次は鹽稅であるが、該收入も亦五國大借款及クリスプ借款の擔保となつてゐる爲め、徵收經費を差引きたる純收入は毎月之を關係銀行團に引渡し、銀行團は此等借款の元利償還に充てられたる額を控除した殘額を支那政府に交付するの定めであつて、之を鹽稅餘款又は鹽餘と稱する。現在に於ける中央政府の收入の重なるものは此鹽餘である

が、然も近年各省に於て鹽稅を抑留するもの大に増加し、第二奉直戰爭以來殊に甚しく、爲めに中央純收入の減少に伴ひ鹽餘も亦大に減少してゐる。民國十二年に於ける鹽稅收入は經費を控除し七千九百五十四萬五千元に上つたが、此内三千〇二十萬七千元は各省に抑留せられ、中央の純收入は四千九百三十三萬八千元に過ぎなかつた。十三年度は内亂の影響を受け七千〇五十四萬四千元となり、前年に比し九百萬元を減じたが、各省の抑留額は三千三百四十六萬六千元に増加した。新聞紙の所報に依れば目下鹽稅收入を満足に中央に送付するのは直隸、山東、安徽、山西の四省に過ぎないとのことである。現在に於ける鹽餘が果して幾何に達するやは精確に之を知ることが得ないが、民國八年より十一年に至る四ヶ年平均額は約四千三百萬元であつた。併し鹽餘は之を擔保とした内外債が多額に上り、且交通部借款中にも英佛

借款(三、七五〇、〇〇〇磅)湖廣鐵道債券(五、九〇〇、〇〇〇磅)の如き鹽稅をも擔保に加へたものがあり、其内で該收入の保管銀行が債權者又は經理人となつてゐるものは、其保管收入中より毎月相當の金額を差引き、以て此等債權の元利に充當してゐるから、中央政府に交付する金額は幾何もない。現に我正金銀行の如きも九六公債日本側債權者分元利(年額八、四〇〇、〇〇〇元)青島公有財産及鹽業補償國庫券元利(年額一、三四〇、〇〇〇元)露西亞クローボン及郵傳部借款元利(年額一、五〇〇、〇〇〇元)は、其保管に係る鹽稅收入を差押へて之が償還に充てゝゐる。されば九六公債の如き其支那側債權者は利子の支拂をも得ないのに、日本側債權者は定期に元利の償還を受けてゐるのである。從來支那政府は鹽餘を以て遺繰の種となし、毎月之を擔保として國內銀行より一時借入をなし、或は又各種の債券を發行し、以て彌縫の用に供してゐる

から、毎月満足に此等債務を償還せば、中央の軍政各費に使用すべき鹽餘は皆無なるべく、否反つて不足を生ずるであらう。

煙酒稅は財政整理會の調査に依れば其收入一千五百萬元に上るも、各省の抑留多き爲め中央の實收入は約百四十萬元に過ぎない。又印花稅の收入は約三百二十萬元なるも、是亦各省に抑留せられて中央の實收は約三十萬元に過ぎないとのことである。

右に述ぶる所を以て見れば、中央政府の直接支出を要する經費は六千六百二十萬元なるに、之に對する收入は京師稅關收入三百二十萬元、煙酒稅收入百四十萬元、印花稅收入三十萬元、合計四百九十萬元と、鹽餘收入若干あるに過ぎない。中央政府窮迫の状態以て知るべきである。

五 結論

支那政府の財政状態は前に陳べた如くであるが、斯る状態に在るのに關稅二分五厘增收全部を借款の整理に振向け、少しも之を政費に使用せしめないのは、甚だ無理のやうに考へられる。尤も無擔保内外債全部を整理すれば鹽餘は浮いて来るから、之を中央政府の經費に使用することが出来るが、二分五厘增收のみを以てしては充分なる借款整理が出来ぬことは前に一言した如くである。若し之を以て一部の借款を整理し、鹽餘が浮いて来るとしても、地方の稅款截留多き現時に在りては、鹽餘と煙酒稅、印花稅及崇文門稅の實收だけでは尙ほ中央の經費に不足を告ぐるであらう。鹽餘は曹錕政府時代には約四千二百萬

元と稱せられたが、第二奉直戰以來地方の截留が益多くなつてゐるから、現今は之より遙に少いと思はるるが、假りに四千二百萬元とするも、之に他の三種の收入を合せて四千六百九十萬元に過ぎずして、中央政府の直接支出を要する軍政各費總額六千六百二十萬元に比し、一千九百三十萬元の不足となるのである。されば中央政府の窮迫は依然救濟し得られずして、再び濫借を事とするに至るであらう。元來借款整理は財政全體の大整理と相伴はなければならぬ事であつて、單に借款のみを整理するも、財政の紊亂は依然として矯正せられぬであらう。財政部は善後會議に財政整理案を提出し、

(一)各省の鹽稅は完全に中央に歸せしめ、中央より指定して協濟するもの以外は、各省にて之を截留せざることを。

(二)煙酒稅及印花稅は中央より指定して其直轄軍隊の經費に支出す

るもの以外は、全部中央に送付すること。

(三)常關稅及津浦鐵道貨捐は中央に歸せしむこと。

(四)各省解款及專款は國稅、地方稅を區分せざる間は、各省豫算額の一割を標準として送金すること。

(五)各收入機關の直接支出を制限すること。

(六)軍費は軍制及軍費標準案に依り解決し、中央の負擔は最少限度とする。

(七)行政費は各機關の在來の豫算に就て各機關自ら切實に節減し、一の最低標準を定めて計畫を立て、中央は別に一の確實の概算を編成すること。

と言つてゐるが、若し之が實行を見るを得ば、將來の關稅增收は全部借款の償還に充當して差支なきのみならず、或は鹽稅の一部をも無擔

保借款の整理財源に加ふることが出来るであらうが、併し軍隊の裁減を實行せざる以上は、地方の稅款抑留は制止し得べからざることである。支那は近年内亂止まざる爲め、各省の財政は年々困難を來し、殊に第二奉直戰以來は愈益困難に陥つてゐるから、各省の稅款截留は今後一層増加するかも知れない。されば先づ軍隊の裁減を行はざる限りは、財政整理は言ふべくして行ふべからざることである。假令財政善後委員會に於て如何なる決議を爲すも、之が實行は到底困難である。尤も段執政は善後會議に收束軍事大綱案を提出し、(一)民國八年度豫算に依り、歲入の三分の一(一億五千萬元)を以て軍費とすること、(二)全國の兵數を五十萬人と定むること。の二大綱を示し、軍事善後委員會に於て其具體的辦法を討議することになつてゐるが、縱令同委員會に於て此大綱通りに決定するものとするも、之が實行は至難の問題である。

要するに國內の統一を見ざる間は軍隊の裁減は行はれず、裁兵が行はれぬ限りは財政整理は行はるべきものではない。故に先づ統一より裁兵、然る後財政整理の順序を以て進まねばならぬと思ふが、國內の統一は果して何時になつて實現せらるべきか、段執政の威望を以てするも此れは容易な事ではあるまい。吳佩孚は武力統一に失敗したが、さればとて和平統一は尙更困難であらう。支那の現状を知る者は所謂和平統一なるものが甚だ覺束ないものであることを悟るであらう。來るべき關稅特別會議に於ける二分五厘附加稅用途問題の討議は、勢ひ借款整理より延いて財政整理問題にまで論及されるであらうが、該會議が如何に之を決定するかは、吾人の刮目して見んと欲する所である。

393
756

大正十四年五月二十六日印刷
大正十四年五月二十一日發行
發行所 東京研究會

要するに國內の統一を見ざる間は軍隊の裁減は行はれず、裁兵が行はれぬ限りは財政整理は行はるべきものではない。故に先づ統一より裁兵、然る後財政整理の順序を以て進まねばならぬと思ふが、國內の統一は果して何時になつて實現せらるべきか、段執政の威望を以てするも此れは容易な事ではあるまい。吳佩孚は武力統一に失敗したが、さればとて和平統一は尙更困難であらう。支那の現状を知る者は所謂和平統一なるものが甚だ覺束ないものであることを悟るであらう。來るべき關稅特別會議に於ける二分五厘附加稅用途問題の討議は、紛ひ借款整理より延いて財政整理問題にまで論及されるであらうが、該會議が如何に之を決定するかは、吾人の刮目して見んと欲する所である。

393
756

不許
複製

大正十四年五月二十六日印刷
大正十四年五月三十日發行

東亞研究講座其三奥附
非賣品

編輯者 磯部東丘
東京市外池袋千二百五十八番地

印刷者 島連太郎
東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三秀舎
東京市神田區美土代町二丁目一番地

發行所 東亞研究會
東京市外池袋千二百五十八番地

終

